

2018年度（平成30年度）保育所等の保育料について

保育所・保育園・認定こども園（保育）・地域型保育事業

1.00 - 180328

1 保育に要する費用の財源

保育所等の運営に必要な経費は、保育料による保護者負担と国・県・福山市が負担しています。

みなさまに御負担いただく保育料は、保育料表のとおりです。保育料の期限内納付と円滑な保育所等の運営に、みなさまの御理解と御協力をお願いします。

保育に要する費用の財源

(モデル世帯によるイメージ)

保育に要する費用 月額 17万円

保護者が負担する保育料 月額 57,000円	国・県・福山市が負担 月額 113,000円
---------------------------	---------------------------

保育料は、015階層の3歳未満・標準時間を想定した場合の額

保育に要する費用は、定員130人規模の私立保育所に年齢区分：乳児、認定区分：標準時間認定で、平均的な加算内容を想定した場合の額

2 保育料の決まり方

①対象児童の年齢

2018年（平成30年）3月31日の児童の年齢（学年年齢）で区分します。年度内は、誕生日を迎えても保育料は変わりません。

②算定対象となる保護者・扶養義務者

保護者（父及び母。ひとり親世帯の場合は、いずれか一人）の市町村民税の合算額で算定します。

保護者の収入の合算額が1か月に10万円に満たない場合やひとり親世帯で保護者が求職活動中等の場合で、同居の祖父母等がいる場合は、祖父母等のいずれか一人を保育料の算定に算入します。

③市町村民税の課税状況

市町村民税の課税の有無と、市町村民税所得割の額を保育料の算定に用います。

所得割の額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄附金控除等の税額控除前の額で算定します。

年少扶養親族が3人以上の場合は、算定対象となる保護者・扶養義務者の所得割額の合算額から、19,800円×（年少扶養親族の数-2）を減算します。ただし、減算前の所得割額が1円以上の場合、この計算により所得割の額を0円以下にはしません。

保育料の算定に適用される収入及び市町村民税の年度は、次のとおりです。

収入	市町村民税の年度	保育料
2016年中 (平成28年中)	2017年度 (平成29年度)	2018年度(平成30年度) 4月 から 8月
2017年中 (平成29年中)	2018年度 (平成30年度)	2018年度(平成30年度) 9月 から 3月

④保育料表の適用

①から③の内容と保育必要量（標準/短時間の別）を裏面の保育料表に当てはめて、保育料を決定します。生活保護を受給している世帯の保育料は無料です。ひとり親世帯、障がいのある人がある世帯、同一世帯で複数の児童が保育所等を利用している場合等は、保育料が減額される場合があります。

3 ひとり親世帯 / 障がいのある人がある世帯の保育料

次の要件を全て満たす場合は、保育料表〔特例〕の保育料が適用されます。

- ①保育料表で、階層区分がBからC7に該当する。
- ②ひとり親と認定される世帯又は世帯員が障がい者手帳等を所持している。
- ③保護者・扶養義務者の市町村民税所得割の合算額（年少扶養親族が3人以上の場合の減算前の額）が77,101円未満

4 保育料の多子軽減 上の子がいる場合の保育料

対象児童に兄・姉等の上の子がいる場合の保育料は、次のとおり半額又は無料になる場合があります。次の表で在園証明書等が必要な場合は、2018年（平成30年）4月1日以降に発行された在園証明書等を提出してください。なお、表中の市町村民税所得割額は、保護者・扶養義務者の市町村民税所得割の合算額で、年少扶養親族が3人以上の場合の減算前の額です。

■ひとり親世帯/障がいのある人がある世帯

市町村民税所得割額	対象となる「上の子」	在園証明書等の提出	対象児童の保育料	
			第2子	第3子以降
77,101円未満	保護者と同一生計の子ども全て	不要	0円	0円
77,101円以上	施設に在籍する就学前児童のみ	要	半額	0円

■上記以外の世帯

市町村民税所得割額	対象となる「上の子」	在園証明書等の提出	対象児童の保育料	
			第2子	第3子以降
57,700円未満	保護者と同一生計の子ども全て	不要	半額	0円
57,700円以上	施設に在籍する就学前児童のみ	要	半額	0円

■対象となる施設

在園証明書等の提出が不要	在園証明書等の提出が必要
○保育所・保育園	○左記以外の認可幼稚園
○認定こども園	○特別支援学校幼稚部
○地域型保育事業	○児童心理治療施設
○市内の公立幼稚園	○児童発達支援
○新制度の私立幼稚園	○医療型児童発達支援

どが該当します。

月途中に入所・退所した場合の保育料

月途中に入所又は退所した場合の保育料は、日割り計算となります。退所願を提出せず保育所等に来なくなったり、自己都合で長期に欠席された場合は、利用の有無にかかわらず保育料がかかります。

5 特別な場合の保育料

税額が不明の場合の保育料

保育料の算定に必要な税額が確認できなかった場合は、市の判断により仮の保育料額で決定します。適正な保育料の算定のため、関係資料を提出してください。

他市町村から転入された方、確定申告等をしていない方、保護者のいずれかが単身赴任している方、外国に居住していた方な

